

## 「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

社会福祉法人 前橋あそか会  
特別養護老人ホームやすらぎ園

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(群馬県指定 第1070100530号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	10
7. 残置物引取人.....	11
8. 苦情の受付について.....	12

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 前橋あそか会
- (2) 法人所在地 群馬県前橋市江木町1231番地
- (3) 法人電話番号 027-269-1566
- (4) 代表者氏名 理事長 鈴木 浩文
- (5) 設立年月 昭和42年9月30日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年3月1日指定 群馬県224号  
(2) 施設の目的 生活支援を必要としている方の老人施設介護  
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム やすらぎ園  
(4) 施設の所在地 群馬県前橋市江木町1225-1番地  
(5) 施設電話番号 027-269-6216  
(6) 施設長(管理者)氏名 坂井 賢二  
(7) 当施設の運営方針  
① 利用者の秘密を守ること。  
② 利用者の身分等による差別的接遇をしないこと。  
③ 利用者の信教に関与しないこと。  
④ 利用者の心身に適した接遇を行うこと。  
⑤ 利用者の接遇向上に努めること。  
(8) 開設年月 昭和60年4月1日  
(9) 入所定員 50人

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※各施設における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	1室	
4人部屋	12室	
合計	13室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]
浴室	2室	機械浴1・特殊浴槽1
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項(※トイレの場所(居室内、居室外)等)

### (2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

〇〇		
----	--	--

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人員	常勤	非常勤
1. 施設長（管理者）	1名	1名	0名
2. 介護職員	20名	18名	2名
3. 生活相談員	(2)名	(2)名	0名
4. 看護職員	4名	3名	1名
5. 機能訓練指導員（看護職員兼務）	(1)名	(1)名	名
6. 介護支援専門員	(1)名	(1)名	名
7. 医師（嘱託医）	(2)名	名	名
8. 管理栄養士	1名	1名	名

※介護支援専門員は生活相談員と兼務 機能訓練指導員は看護職員と兼務

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週月・木曜日 14:00～16:00 隔週金曜日 9:30～11:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7:30～16:30 3名 遅番： 9:30～18:30 10:00～19:00 3名 夜間：16:00～ 9:00 2名 15:30～ 8:30 1名 日勤： 8:30～17:30 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 名 日勤： 8:30～17:30 3名 遅番： 名
4. 機能訓練指導員	主任看護職員が兼務

☆土日は上記と異なります。

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金〉（契約書第5条参照）

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

**料金については、別紙1料金表を参照してください。**

(1) 介護給付によるサービス

(2) その他介護給付サービス加算

初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院、再び入所した場合 30日間加算
入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊の場合6日を期限として加算 (ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)
栄養マネジメント 強化加算	常勤の管理栄養士を配置していること
日常生活継続支援 加算	利用者のうち要介護4～5の割合が70%以上の場合又は 認知症自立度Ⅲ以上の割合が65%以上の場合
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師1名以上配置していること
看護体制加算Ⅱ	・看護職員を常勤換算方法で入所者数が2.5又はその端数を 増すごとに1名以上配置していること ・最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の看護職員により24時間の連絡体制を確保していること</li> </ul>
精神科医療養指導 加算	認知症の症状を呈する入所者が全入所者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合
療養食加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供が管理栄養士によって管理されていること</li> <li>・利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること</li> <li>・食事の提供が、厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること</li> </ul> <p>*厚生労働大臣が定める療養食 糖尿食、貧血食、脂質異常症食、肝臓病食等</p>
排せつ支援加算	排泄障害のため、排泄に介護を要する利用者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援を行うこと（必要に応じて）
褥瘡マネジメント 加算	利用者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理すること（必要に応じて）
低栄養リスク改善 加算	低栄養リスクの高い利用者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うこと （新規入所時、再入所時 必要に応じて）
再入所時栄養連携 加算	利用者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行うこと（必要に応じて）
経口維持加算	認知機能や摂食、嚥下機能の低下により、食事の経口摂取が困難となった場合でも、口で食べる楽しみを得られるように、多職種共同での支援の充実と促進を図ることを目的としている。
介護職員処遇改善 加算 I	利用料+上記の必要加算) × 1,000 分の 83 に相当する額/月
介護職員等特定 処遇改善加算 I	(利用料+上記の必要加算) × 1,000 分の 27 に相当する額/月

介護職員等ベースアップ等支援加算	(利用料+上記の必要加算) ×1,000 分の 16 に相当する額/月															
口腔衛生管理加算	より良い口腔ケアを行うために、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員等に口腔ケアにかかわる指導助言を行う。															
安全管理対策未実施減算加算	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合 5 単位/日 (6 ヶ月の経過措置期間を設ける)															
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内の安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること 20 単位/ (入所時に 1 回限り算定可能)															
科学的介護推進加算	利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 科学的介護推進加算(Ⅰ) 40 単位/月 科学的介護推進加算(Ⅱ) 50 単位/月															
ADL 維持加算	利用者の健康状態・身体機能維持が適切にできていることを評価する ADL 維持加算(Ⅰ) 30 単位/月 ADL 維持加算(Ⅱ) 60 単位/月															
自立支援促進加算	入所者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取組みの実施を評価する 自立支援促進加算 300 単位/月															
看取り加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員、病院または診療所と連携し、24 時間連絡できる体制が整っている</li> <li>・看取りに関する指針を定め、施設への入所にあたっては入所者のご家族にそれを説明して同意を得ている</li> <li>・看取りの指針について、医師や看護職員、ケアマネジャー、介護職員、生活相談員などが適時見直す</li> <li>・看取りに関しての職員研修を行う</li> <li>・個室あるいは静養室で看取りケアが行われ、ご利用者およびそのご家族、周囲の入所者に対して配慮している</li> </ul> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>加算Ⅰ</th> <th>加算Ⅱ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亡くなる 45 日前～31 日前</td> <td>72 単位</td> <td>74 単位</td> </tr> <tr> <td>亡くなる 30 日前～4 日前</td> <td>144 単位</td> <td>144 単位</td> </tr> <tr> <td>亡くなる前々日、前日</td> <td>680 単位</td> <td>780 単位</td> </tr> <tr> <td>亡くなった日</td> <td>1280 単位</td> <td>1580 単位</td> </tr> </tbody> </table>		加算Ⅰ	加算Ⅱ	亡くなる 45 日前～31 日前	72 単位	74 単位	亡くなる 30 日前～4 日前	144 単位	144 単位	亡くなる前々日、前日	680 単位	780 単位	亡くなった日	1280 単位	1580 単位
	加算Ⅰ	加算Ⅱ														
亡くなる 45 日前～31 日前	72 単位	74 単位														
亡くなる 30 日前～4 日前	144 単位	144 単位														
亡くなる前々日、前日	680 単位	780 単位														
亡くなった日	1280 単位	1580 単位														

<p>夜勤職員配置加算 (Ⅲ) イ</p>	<p>1、 見守り機器を入所者様の10%以上に設置 2、 見守り機器の安全・有効活用のための委員会設置 3、 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等業務等の研修を受け登録している介護福祉士等を1人以上配置 夜間職員配置加算 28単位/日</p>
<p>ADL維持加算 (Ⅰ) イ</p>	<p>1、 利用者全員(要介護者)のバーセルインデックスをB1研修を受けた者が評価し、その後LIFEへデータ提出を行う事。 2、 利用者の総数が10人以上であること ADL維持加算 30単位/月</p>
<p>生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)</p>	<p>1、 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 2、 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 3、 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果をデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 生産性向上推進体制加算 10単位/月</p>

\*地域区分見直しにより、平成24年4月より前橋市が7等級に該当となり

介護給付費請求単位の10.14円を乗じた額の1割が負担となります。

(所得に応じて2割又は3割負担の場合もございます。)

☆当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、管理栄養士により個々の利用者の低栄養状態の予防・改善を図るため栄養ケアマネジメントを作成しております。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### (3) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

## 〈サービスの概要と利用料金〉

### ① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

- ・利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
- ・実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額の負担となります。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 7：40～ 8：20 昼食 12：00～12：40  
夕食 18：00～18：40

### ②特別な食事（お酒を含みます。）

- ・ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

### ③居住に対する費用(光熱水費及び室料)

- ・施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額の負担となります。

### ④理髪・美容

[理髪サービス]

月に3～4回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

また随時、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：理容 1回あたり1,500円

### ⑤貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、年4回その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金： 無 料

### ⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただく場合もあります。）

### ⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

### ⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑨ 契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	10,000 円				

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、請求後 15 日以内に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
高崎信用金庫前橋支店 普通預金 2128466
口座名義 社会福祉法人 前橋あそか会
特別養護老人ホームやすらぎ園
理事長 鈴木 浩文

### (4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

### ① 協力医療機関

医療機関の名称	厩 橋 病 院	春 山 医 院
所 在 地	前橋市江木町 1 2 4 1	前橋市日吉町 2-8-5
診 療 科	精神科・内科	内 科

## ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	芳賀歯科医院
所在地	前橋市高花台

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第13条参照）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合<br/>（但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は適用されません。）</li><li>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</li><li>③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|--|

### （1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が入院された場合</li><li>③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|--|

### （2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上（※最低6か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li></ul> |
|---|

- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

**\* 契約者が病院等に入院された場合の対応について \* (契約書第18条参照)**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

**① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合**

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

**② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合**

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

**③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合**

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

**(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第17条参照)**

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

**7. 残置物引取人 (契約書第20条参照)**

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 8. 苦情の受付について（契約書第 21・22 条参照）

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者担当者

〔職氏名〕 施設長 坂井 賢二

○苦情受付窓口（担当者）

〔職氏名〕 生活相談員 坂井 賢二  
生活相談員 市川 貴央

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 Tel.027-269-6216  
8：30～17：30

当法人の第三者委員は下記の通りです。（第三者委員開催なし）

氏名	住所
横倉 慶一元（株）中田屋社長	前橋市六供町 090-3041-7879
中西 久人 江木町第二自治会会長	前橋市江木町 090-6007-8020

### （2）行政機関その他苦情受付機関

前橋市・区役所 介護保険担当課	所在地 前橋市大手町2-12-1 電話番号 027-224-1111 受付時間 8：30～17：30
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1363 受付時間 8：30～17：30
群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号 027-255-6669 受付時間 9：00～17：00

### （3）高齢者虐待防止について

当施設は、入所者等の人権擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

○虐待防止責任者

〔職氏名〕 施設長 坂井 賢二

○虐待防止受付窓口（担当者）

〔職氏名〕 生活相談員 坂井 賢二  
生活相談員 市川 貴央

## 9. 事故発生防止・発生時の対応について

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
  - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
  - 4 事業所は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

### 緊急時等における対応方法について

事業所は、サービス提供を行っている時に、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 **特別養護老人ホームやすらぎ園**

説明者 職 名 生活相談員 氏 名 坂 井 賢 二 印

職 名 生活相談員 氏 名 市 川 貴 央 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者ご家族 \_\_\_\_\_ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階

(2) 建物の延べ床面積 1925.064 m<sup>2</sup>

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年3月1日指定 群馬県224号 定員4名

[通所介護] 平成12年3月1日指定 群馬県224号 定員33名

[居宅介護支援事業]平成11年9月30日指定 群馬県124号

「訪問介護」 平成12年3月21日指定 群馬県252号

「地域包括支援センター」平成21年4月1日指定

(4) 施設の周辺環境

木々も多く自然の中で騒音も少なく、日当たり良好です。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

20名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名（看護職員兼務）の機能訓練指導員を配置しています。

**介護支援専門員**…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

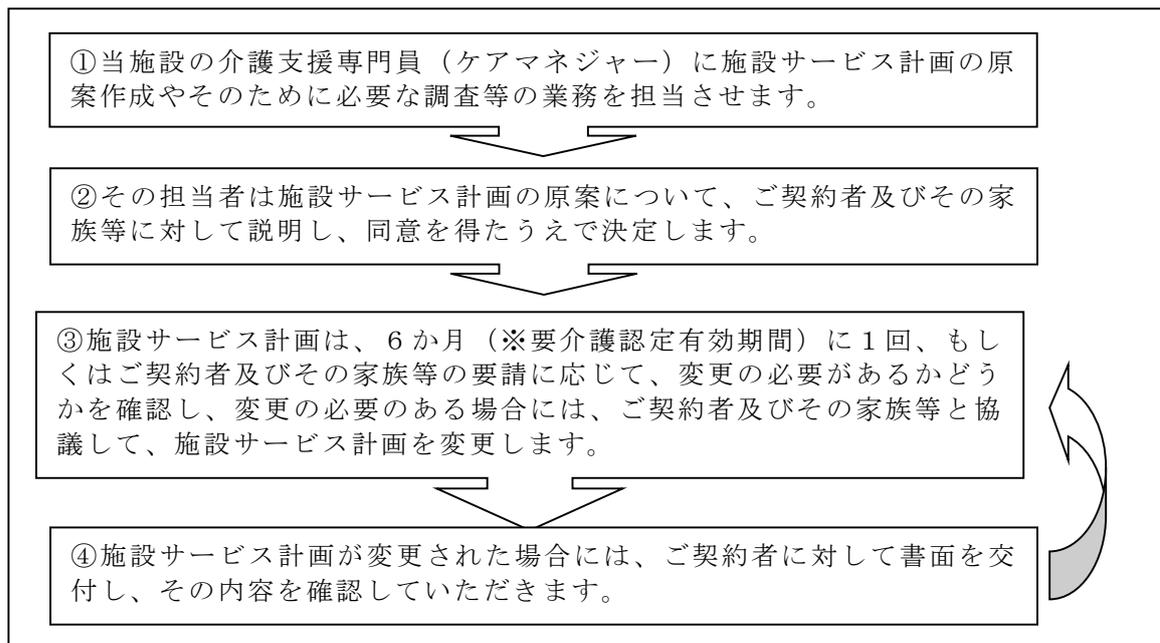
**医師**… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の嘱託医師を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### （1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

※他の利用者には危害を与えるもの

※高価な貴金属等（出来限り高価なものはご家族で管理していただきたい。）

## (2) 面会

面会時間 8:00～19:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、なるべく飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

## (3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月10日間とさせていただきます。

## (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、減免されます。

## (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## (6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. 事故発生時の対応について

当施設において、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに、契約者・家族又は市町村に連絡を行い、必要な措置を講じます。なお、事故が生じた際には、原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。また事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し利用者には賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 緊急時等における対応について

事業所は、サービス提供を行っている時に、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。